

2012年1月17日

日本民教連1月代表者会

【学習会】

「ここから裁判」の控訴審判決を学ぶ

～子どもたちの生きる力を育む性教育を取り戻すために～

谷森櫻子さん（“人間と性”教育研究協議会）

【議 題】

- (1) 12・4「交流研」まとめと反省
- (2) 6月10日 合同研究集会について
 - ・主催：日本民教連・都道府県民教・日本民教連九条の会・日本子どもを守る会
 - ・集会の名称（案）： 日本民教連・日本子どもを守る会
九条の会・都道府県民教 合同研究集会
 - ・担当者：高柴光男、金子 眞、上石正明
- (3) 団体組織一覧について
- (4) 夏の全国大会調査について No.2は2月にしめる。
- (5) 財政部より
- (6) ニュース編集部
3月号 主な編集の予定
- (7) 新世話人 ・佐藤美代子さん（家教連）
- (8) その他 ・TPP のこと

第25回日本民教連交流研究集会まとめ

2012/1/17

1. 参加者 30団体 他団体1(東京民研) 学生5 計103名

2. 全体会 講演 いま、子育て・教育の基本を考える
—地球時代、子どもの発達・子どもの権利の視点から—
堀尾輝久さん

3. 分科会 8つ

レポーター 28人

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 文学の読みにおける話し合い—語り手について考える | 17人 |
| (2) 一人ひとりが輝く芸術教育 | 28人 |
| (3) 科学教育実践講座 | 7人 |
| (4) 歴史の中でとらえる今日的課題 | 6人 |
| (5) 学びを暮らしに生かす | 12人 |
| (6) 生きる力を育む | 4人 |
| (7) 仲間と共に育つ | 6人 |
| (8) 地域と学校をつなぐ | 12人 |

4. 会場・準備等

会場……………和光小学校

音楽室、理科室、会議室、教室5

会場準備……………机、いす、ビデオデッキなど持ち込み不可能な機材等

受付準備……………資料袋、<全体会の会場入口>机、いす、本(堀尾先生の著書)

表示……………会場案内、分科会表示等

その他 弁当は、各自用意

5. 来年度に向けて

- ・レポートを2部本部へ……………希望される方はどうぞ
- ・レポーターへ資料代を渡す
- ・受付票の改訂版を作る。午後からの参加者の受付を再考する。

第七分科会

・午前の講演の中で「関係の貧困」のことが話されたが、午後のどの実践も課題のある子どものことを理解し（教師もクラスの子どもたちも）よりよい関係を作り上げていこうとしているように感じた。課題のある子どもを見つめ考えることで、自分自身をも理解することにつながっていくというのもすばらしいことだと思った。

第八分科会

・小学校3年、5年、中学2年と、発達段階が別れていてとても興味深く話を聞きました。子どもたちに寄り添って、子どもに対する気持ちの大切さを改めて実感できた報告ばかりでした。子どもたちに対する愛情、明日からも忘れずにいきたいと思いました。

第一分科会

・物語の「語り」「語り手」論を討論することができた。作品の読みを豊かにするにはどうするか、読み手の立場をしっかりとつつ、批判的によむ、読みの授業をどう作っていくかを今後の研究課題にしたい。

第二分科会

・どの実践も根っこは同じだなと感じました。どの子にも表現する喜びを、内からわき出る力を、そしてそれを感じ取り、返してあげられる目と言葉をもちたいと思いました。もっと「学びたい」という気持ちになりました。

・どの発表も子どもの喜びをひき出そうとする思いにあふれていてとてもよかった。芸術とは何か、教育はどうあるべきか、それぞれの方のお話がかみあっていて勉強になりました。

第三分科会

・『モーターを糸で回す、羽根をつけて風・水で回すと電灯（LED）がつく』という電気のはたらきはおもしろかった。

岩間先生のお話で、これからの実践を広げていけそうな気がちょっとしました。

第四分科会

・原発、地震については、教材化しなければならないと強く感じました。

第五分科会

・三人の方の特徴のある内容でしたので、よい実践交流ができました。紙飛行機、初めて作りました。楽しかったです。

第六分科会

・各レポートが、最近の教育情勢（放射能問題、性教育）を反映していてとても良かったです。

6. 全体会・分科会のもち方について

- ・分科会によっては、時間不足
- ・分科会のグループの組み方は難しいが、毎年、交流の幅が広がるように工夫したい
- ・若い人たちへの働きかけ。今回は、学生が5人参加。

7. 参加体制

- ・各団体の実践を通しての交流の場……サークル員の参加を第一に考える
 - *初めての参加者は？ 学生への声かけも。
 - *参加費 1000円（学生・父母500円）は適当
- ・各団体で、年間計画に入れる
- ・民間教育団体の存在価値をアピールする。
- ・チラシ、ホームページの活用と声かけ

8. 感想より

全体会

・世界的な視野で世の中を見る、普段なかなかできないことですが、考えさせられました。東京で教員をやっていると、本当にやめたい気持ちになってきますが、実践力を何とか頑張っていかないと…と思いました。先生の歌もすてきでした。

・「権利」という言葉がネガティブなイメージで語られることが多いこの国の（政策の？民度の？）貧しさを感じています。こんなに権利が踏みにじられているのに、なぜ皆が怒らないのか？

子どもの権利とは、これから発達していく存在としての権利である、子どもの権利を考えることが全ての人の権利を問い直すことになる、という堀尾さんのお話で「権利」の考え方をもう一步深めたいと思いました。「平和の文化」……今、いちばん必要で、いちばん欠けているものですね。

・午前、午後を通して、教育の原理、原点を広い視野で見通すことができました。すぐ実践に結び付かないかもしれませんが、目の前の現象にあたふたせず、自分のやりたいことをぐんぐんやっていく力をつけたいです。

歴史に学び憲法が生きる 社会を一人間らしい復興へ

「建国記念の日」^反対

2012年2・11集会

参加費 500円
(高校生以下無料)

とき 2012年2月11日(土) 午後1時半開会

ところ 日本橋公会堂ホール4階
中央区日本橋蛸殻町1-31-1(駐車場はございません)

東京メトロ 半蔵門線「水天宮前」 駅 6番出口から徒歩2分
日比谷線「人形町」 駅 A2出口から徒歩5分
東西線「茅場町」 駅 4a出口から徒歩10分
都営地下鉄 浅草線「人形町」 駅 A5出口から徒歩7分

憲法が生きる人間らしい社会と教育を

後藤 道夫
(都留文科大学)

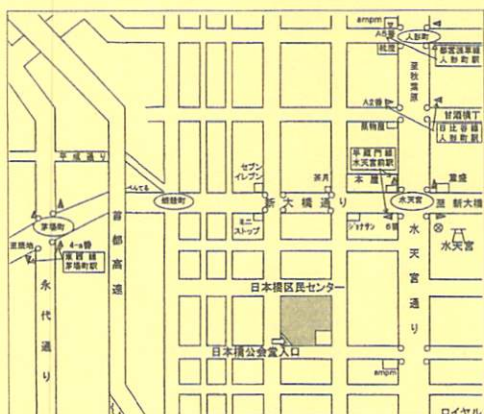
関東大震災における「人災」と国家

田中 正敬
(専修大学)

—未解決のままの朝鮮人虐殺—

特別報告 沖縄はいま—教科書と基地

- * 憲法改悪反対 許すな自衛隊の海外派兵
- * 国会の比例定数削減反対、民意を反映する選挙制度を
- * 歴史を歪める教科書の押しつけ、教育への政治介入を許すな
- * 「紀元節」復活反対
国民主権と思想・信教の自由を守ろう



主催 「建国記念の日」に反対し思想・信教の自由を守る連絡会

(2・11連絡会)

事務局団体 歴史学研究会(3261-4985)／歴史科学協議会・東京歴史科学研究会(3949-3749)

憲法会議(3261-9007)／都教組(3230-3891)／歴史教育者協議会(3947-5701)豊島区南大塚2-13-8

「こころとからだの学習裁判」高裁判決を学ぶ ～子どもたちの生きる力を育む性教育を取り戻すために～

“人間と性”教育研究協議会 谷森櫻子

1. 「ここから裁判」高裁判決は 原告が「再び勝訴！」

去る9月16日、東京高等裁判所(以後高裁という)・101号法廷で「こころとからだの学習」裁判(以後「ここから裁判」という)の控訴審判決が言い渡された。

大橋寛明裁判長は「1, 本件各控訴をいずれも棄却する。2, 控訴費用は、各控訴人の負担とする。」と主文を読み上げて閉廷。

いずれの控訴を棄却したということは、原審判決を維持したことで、

①3都議の同校視察に当たっての養護教員への侮辱行為は政治的介入であり、「不当な支配」にあたると認定し(損害賠償を命じ)たこと。②都教委は、都議らの「不当な支配」から教員を保護する義務があるのに、放置したとして、「保護義務違反」を認定したこと。③教員への「厳重注意」処分は、一種の制裁的行為であり、教育内容を理由に制裁的取扱いをするには、事前の助言・指導をするなど慎重な手続きを行うべきであった、として都教委の「裁量権の濫用」を認定し(損害賠償を命じ)たことで、再び都教委の違法、都議の違法が認定されたことになる。

2. 高裁判決の評価

高裁判決の評価について、独協大学の市川須美子氏は報告集会で次のように述べている。

「今の司法状況の中で、原判決を維持でき、都議・都教委の違法を認めたことは最大の勝利だ。教育法的な独自評価点としては、学習指導要領は法規だとした伝習館裁判判決以降の教育判例の中で、学習指導要領は法規といているが、法規でない部分もあると認めたこと、なおかつ学習指導要領以外にも教育実践の裁量があると明確に認めたことは非常に大きな点である。

また、性教育は学習指導要領にとっかかりが無いのに、学習指導要領違反、違法教育呼ばわりされたが、学習指導要領の弾力性を認め、その中でも性教育は最も弾力性が要求されると、性教育の特殊性も認め、だから、簡単に違法とはいえない。残念ながら、都教委の考える性教育も学習指導要領にあり得るし、七生の性教育も学習指導要領違反とは言えない、とした。この辺は、今の裁判所の中では最大限なのかと思う。」と。

3. 高裁判決が認定する性教育実践

高裁判決は、引用に係る原判決の判示したとおりであるが、としつつ以下の実践について付言して認定している。

●「ペニス」「ワギナ」と教えることについて(87頁)

「小学校低学年に性器の名称を『ペニス』『ワギナ』と教えることにつき、本件学習指導要領には特段の記載がないところ、平成15年7月当時の『性教育の手引』小学校編の第一学年項目では、幼児語である『オチンチン』という名称で説明すればよい』と記載されていたが、一方で男の子と女の子の性器の形の違い等を教えることになっているから、名称も違うものとして教えることが否定されているとは解されない。

また、外来語を用いることが適切でないということについては、本件学習指導要領は、児童・生徒の言語活動の適正化を定めており、『正しく美しい国語』を用いるよう指導するとしているが、外来語を排斥しているとは解されない。

『性教育の手引』自体が、第1学年の項目で、『男性器をペニス、女性器をワギナとして取り扱うことがある』と述べ、小学校第3、第4学年の保健の検定教科書に『ペニス』『ワギナ』と表記していることもものが少なくないことから、検定した文部科学大臣がこれを学習指導要領に反しないと判断したということになる。したがって、用語が不適切であるということにも、根拠が乏しい。」(87～88頁)

●性交について(88頁ウ、107頁)

「・・・学習指導要領に性交の記載がないからといって、性交を教えることを禁止していると断定できるものではない。また、性交の意義は教えてよいが、性交の仕方を教えてはい

けないという前提に立つとしても、知的障害を持つ児童・生徒は、抽象的な事柄を理解することが困難であるという特徴があることから、性交の意義を説明するにしても、言葉や簡単なイラストなどを用いたのでは理解が得られない場合が多いと考えられ、人形等を用いて分かりやすく説明したものと解されるのであり、これが性交の意義の指導の域を超えるというべき理由は、見いだせない。」(107～108頁)

●コンドームの使用について(88頁エ)

都教委は、コンドームの使用について教えるのはよいが、その装着方法の指導は学習指導要領に違反するという。「しかし、知的障害を有する生徒に、『避妊の方法』を教えるに際し、具体的にどのような指導をすれば『コンドーム使用』についての正しい理解を得させることができるのかにつき説明はない。また、コンドームの装着方法を示さずに『コンドームを正しく着用し、処理する』ことを指導することも、困難というほかはない。」(88頁)

●発達段階に応じた性教育について(88頁オ)

中心的な争点の1つである発達段階に応じた性教育について、高裁判決は「この表現は、当事者の主張だけでなく、学習指導要領や性教育の手引等でも多用されているが、その具体的内容を示した記述は、いずれにも見いだせず、極めて多義的であるというほかはない。知的障害を有する児童・生徒に対して、健全な児童・生徒に対する教育との比較において、性に関する知識をいつどのように教えるかということに関して、一審被告らはおおむね、より遅い時期に、より限定された情報を、より抽象的に教えるのが、『発達段階に応じた』の意味であると考えているようである。しかし、知的障害を有する児童・生徒は、肉体的には健全な児童・生徒と変わらないのに、理解力、判断力、想像力、表現力、適応力等が十分備わっていないがゆえに、また、性の被害者あるいは加害者になりやすいことから、むしろ、より早期に、より平易に、より具体的(視覚的)に、より明瞭に、より端的に、より誇張して、繰り返し教えるということなどが『発達段階に応じた』教育であるという考え方も、十分に成り立ち得るものと考えられ、これが明確に誤りであるというべき根拠は、学習指導要領等の中には見いだせないし、その他の証拠によっても、そのように断定することはできない。」(88～89頁)

●七生養護学校の性教育について(90頁カ)

「…学校全体として、校長を含む教員全体が共通の理解の下に、生徒の実情を踏まえて、保護者とも連携しながら、指導内容を検討して、組織的、計画的に性教育に取り組むことは、『学校における性教育の考え方、進め方』、『性教育の手引き』等が奨励するところであり、これに適合した望ましい取り組みであったとすることができる。…」(90頁)

このように、高裁判決は、学習指導要領の性教育規定は多義的であることや都教委の学習指導要領に書いてないことをやるのは違法、小学校低学年に性器の名称を教えることは発達段階に反する、との主張を否定し、七生養護の性教育は学習指導要領や性教育の手引に適合した望ましい取り組みであると認定。さらに、教育を実践する者の広い裁量を認定するなど私たちに勇気づけるものである。

4. 控訴審判決が残した課題

しかし、高裁判決は「教育委員会の権限について、私たちが控訴審で主張した内容に対してまともに答えていない部分があり、そのために一審判決同様、教育委員会の教育内容に対する介入について、最高裁の裁判例(「学テ事件判決」)を素直にあてはめてゆけばもっときちんと枠をはめることになったはずであるのにそれをしていないこと等、不十分な点がある」との弁護団の見解の通り、「事情聴取」や教材の没収、年間指導計画の強制変更、性教育を破壊する目的の大量強制異動など都教委の教育内容への介入について答えていない等不十分である。

そのため、都議・都教委の上告も確かであり、原告も前記の不十分な点を明らかにしたい、と9月30日最高裁へ上告した。

最高裁で勝利が確定した「金崎裁判」(七生養護裁判の両輪の1つである処分取消し裁判)とともに、「ここから裁判」の2回の勝利に確信をもち、子どもたちの成長・発達に必要な性の学習(教育)を取り戻すために、「ここから裁判」の高裁勝利判決を生かしていきたいものである。